［項を削る。］

［略］

大阪法務局

［同上］

北大阪支局

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○法務省令第二十二号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第九条第三項の規定に基づき、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

法務大臣　上川　陽子

刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正する省令

刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則（平成十三年法務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（刑務所等に置く部等） **第三条**　次の表の上欄に掲げる刑務所等に、それぞれ同表の下欄に掲げる部及び室を置く。	（刑務所等に置く部等） **第三条**　次の表の上欄に掲げる刑務所等に、それぞれ同表の下欄に掲げる部及び室を置く。
刑務所等の名称 / 部及び室の名称	刑務所等の名称 / 部及び室の名称
［略］	［同上］
横浜刑務所 / 総務部　処遇部　分類教育部 医務部　国際対策室	［同上］
東京拘置所 / 総務部　処遇部　分類部　医務部　国際対策室	［項を加える。］
大阪拘置所 / ［略］	東京拘置所　大阪拘置所 / ［同上］
千葉刑務所　静岡刑務所　京都刑務所　高松刑務所　大分刑務所 / 総務部　処遇部　分類教育部 医務部	［同上］
栃木刑務所 / 総務部　処遇部　分類教育部 国際対策室	［項を加える。］
［略］	［同上］
［項を削る。］	栃木刑務所 / 総務部　処遇部　国際対策室
［略］	［同上］
2　［略］	2　［同上］
（総務部の調査官） **第九条**　第五条に掲げる課のほか、府中刑務所及び東京拘置所の総務部に調査官二人を、栃木刑務所、喜連川社会復帰促進センター、東日本成人矯正医療センター、川越少年刑務所、笠松刑務所、名古屋刑務所、大阪刑務所、加古川刑務所、播磨社会復帰促進センター、和歌山刑務所、島根あさひ社会復帰促進センター、岩国刑務所、美祢社会復帰促進センター、福岡刑務所、麓刑務所及び大阪拘置所の総務部にそれぞれ調査官一人を置く。	（総務部の調査官） **第九条**　第五条に掲げる課のほか、東京拘置所の総務部に調査官二人を、栃木刑務所、喜連川社会復帰促進センター、東日本成人矯正医療センター、府中刑務所、川越少年刑務所、笠松刑務所、名古屋刑務所、大阪刑務所、加古川刑務所、播磨社会復帰促進センター、和歌山刑務所、島根あさひ社会復帰促進センター、岩国刑務所、美祢社会復帰促進センター、福岡刑務所、麓刑務所及び大阪拘置所の総務部にそれぞれ調査官一人を置く。
2　［略］	2　［同上］